

給与支払報告 にかかると 特別徴収 給与所得者異動届出書

御注意

◎異動があった場合は、速やかに提出してください。

1. 現年度		2. 新年度		3. 両年度	
※市町村処理欄					
特別徴収義務者 指 定 番 号				※市町村ごと に異なります	
宛 名 番 号※注2					
連絡先の氏名及び 所属課、係名並び に電話番号		課・係 氏 名 電 話		(内線)	
異 動 の 事 由		異動後の未徴収 税 額 の 徴 収		退職した年の1 月から退職時ま での給与支払額	
1. 退 職		1. 特別徴収継続		円	
2. 転 勤		2. 一括徴収		控 除 社 会 保 険 料 額	
3. 合 併		(1 月以降は必須※注4)		円	
4. 休 職		月分で納入		理由	
5. 長期欠勤		(月 日納期分)			
6. 死 亡		3. 普通徴収			
7. 会社解散		理由			
8. 住所誤報					
9. そ の 他 (特別徴収不可)					

◎給与の支払を受けなくなった後の月割額(未徴収税額)を一括徴収する場合は、次の欄にも記載してください。

一 括 徴 収 の 理 由		徴 収 予 定		一括徴収できない理由	
1. 異動が平成 年 12 月 31 日 までで、申出があったため (月 日申出)		徴収予定 月 日	徴収予定額	○をしてください	
2. 異動が平成 年 1 月 1 日 以後で、特別徴収の継続の希望がないため			徴収予定額合計 (上記(ウ)と同額)	1. 5月31日までに支払わ れるべき給与又は退職手 当等の額が未徴収税額 以下であるため	
異 動 者 印				2. 死亡による退職である ため	

1 (普 B)	他の事業所で特別徴収 (例: 乙欄適用者)
2 (普 C)	給与が少なく税額が引けない (例: 年間の給与支給額が〇〇万円以下)
3 (普 D)	給与の支払が不定期 (例: 給与の支払が毎月でない)
4 (普 E)	事業専従者 (個人事業主のみ対象)

◎転勤(転職)等による特別徴収届出書

新 しい 勤 務 先 の 特 別 徴 収 義 務 者 指 定 番 号 (※新規事業所の場合は記入不要です。)		連絡先の 氏名及び 所属課、 係名並び に電話番 号	課・係	新しい勤務先では 月割額 円を 月分から徴収し、納入します。 新規の場合は、いずれかを○で囲んでください。 納入書 要 ・ 不要	※市 町 村 記 入 欄
新しい勤務先の住所 (居所)又は所在地			氏 名		
フリガナ					
氏 名 又 は 名 称					
代表者の職氏名印			電 話 (内線)		

1 黒のボールペン又はペンで記載してください。
2 「宛名番号」の欄には、特別徴収税額通知書に記載された宛名番号を記載してください。
3 転勤、再就職等により異動後の勤務先で引き続き特別徴収を行う場合には、前勤務先で最上段の事項を記載し、新勤務先に送付願います。
また、「給与所得者」の欄の「個人番号」は、前勤務先では記載せず、新勤務先へ送付願います。
4 新勤務先では最下段の事項を記載し、一月一日現在の住所(課税地)の市町村長に送付してください。一括徴収することが義務づけられています。(五月底までに支払われるべき給与等の額が未徴収税額以下である場合及び死亡による退職である場合を除く。)